

(4) 大内峠の茶屋跡

一 大内峠見晴宜敷場所、茶屋前々之通、手輕ニ御駕籠御立場設け候事。但し治定之所ハ申達置候間追而可申聞候。

右御小休場所御設入用之陣桐油、雪菰、手桶、柄杓、茶碗之類御貸渡之儀、申達置間、追而可申聞候

これは文政十年（一八二七）四月、会津八代藩主松平容敬公が下野街道を通つて江戸から下向するに先立ち、正月二三日、郡奉行から郡中各郷に出された触書の一部です。

南山地方にとつて、藩主通行は実に百数十年ぶりの出来事であり、検断は早速郡奉行に伺書を提出した。これに対し郡奉行は、有り合わせのものを用い必要以上の入費は掛けないこと。特に食事についてはその土地の物で差し支えないことを命じ、新設、修理をするものは藩が費用を負担すると答えていました。実際、藩主一行の大内宿での昼食を見ると、本陣で出された献立は、砂鉢（うこぎ）、重物（しいたけ、きくらげ、すず子、わらび、里いも）、八寸砂鉢（いわなの焼きびたし・しょうが）、吸い物（浜焼き・せんとうふ）と記されおり、出された食べ物は全て土地の物で質素であったことが伺えます。

